

建設工事等成績評定結果閲覧要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の発注する建設工事及び測量、調査、設計等委託業務に係る成績評定結果の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象とする工事)

第2条 閲覧対象とする工事及び委託業務は、別に定める建設工事成績評定要領（以下「工事評定要領」という。）及び委託業務成績評定要領（以下「委託評定要領」という。）の規定によるものとする。

(閲覧に供する成績評定書類)

第3条 閲覧に供する工事成績評定書類は工事評定要領に規定する工事成績評定結果通知書（様式第1）及び項目別評定点（様式第2）とする。なお、工事成績採点表、細目別評定採点表、工事成績採点の考查項目別チェック表、工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表については閲覧に供しないものとする。ただし、評定された当該工事の請負者からの請求があったときは、当該請負者に限り閲覧することができるものとする。

2 閲覧に供する委託業務成績評定書類は委託評定要領に規定する委託業務成績評定結果通知書（様式第2）及び項目別評定点（様式第2-1、2-2、2-3）とする。なお、委託業務成績評定表（土木）、委託業務成績評定表（建築）、評価細目別評定採点表、委託業務採点表については閲覧に供しないものとする。ただし、評定された当該委託業務の受注者からの請求があったときは、当該受注者に限り閲覧することができるものとする。

(閲覧に供する成績評定書類の閲覧開始時期)

第4条 閲覧に供する成績評定書類は月単位でまとめ閲覧簿へ収録するものとし、閲覧開始時期は原則として当該対象工事及び委託業務の評定結果通知後の翌月以降とする。

(閲覧時期)

第5条 閲覧期間は、当該対象工事の完成検査を行った年度及び翌年度とする。

2 閲覧期間は、当該委託業務の完了検査を行った年度及び翌年度とする。

(閲覧場所)

第6条 閲覧場所は、本庁施行工事及び本庁施行委託業務にあつては県民相談・情報センターとし、その他の工事及び委託業務にあつては当該対象工事及び委託業務を所管する各地方機関の総務課とする。

(閲覧日時)

第7条 閲覧できる日時は愛知県開庁日の執務時間を原則とし、各閲覧場所の運用に従うものとする。

(閲覧の条件)

第8条 閲覧書類は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできないものとする。

2 閲覧しようとする者は閲覧書類を汚損または棄損してはならない。

(閲覧手続き)

第9条 地方機関で閲覧しようとする者は、閲覧申出書（別紙様式）に必要事項を記入して閲覧するものとする。

2 第3条第1項又は第2項ただし書きにより閲覧しようとする者については、閲覧対象の成績評定結果の請負者又は受注者であることを確認の上、前項と同様の取り扱いにより閲覧するものとする。

3 閲覧しようとする者は、第8条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附則 1. この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

2. この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

3. この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

4. この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

5. この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

6. この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

7. この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

8. この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

9. この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別紙様式

受付番号

工事成績評定結果閲覧申出書			
年 月 日			
事務所 港務所 御中			
申 出 人	氏 名 (名 称)		電話
	住 所 (所在地)		
(目的等)			

備考

- ・ 閲覧申出者が個人の場合は、当該個人の氏名及び住所を、閲覧申出者が法人等の場合は、当該法人等の名称及び事務所等の所在地を記入してください。
- ・ 閲覧した工事成績評定結果の写しの交付、同評定結果に対する説明書請求の閲覧を希望する場合は、行政文書の開示請求の手続きを行ってください。
- ・ 委託業務成績評定結果の閲覧申出にあっては、様式中「工事」を「委託業務」と読み替えます。

様式第 1（工事評定要領）

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
（愛知県〇〇〇所長）

工事成績評定結果について(通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等についての問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額

5 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

6 検 査 年 月 日 年 月 日

7 評 定 点 〇〇点

8 本 工 事 の 業 種

9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

- ・ 業種ごとに、過去 2 年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局（平成 3 1 年 3 月 3 1 日以前の組織における旧建設部及び令和 3 年 3 月 3 1 日以前の組織における旧都市整備局を含む。）の工事成績評定点の平均値が 6 0 点未満であった場合は、一定期間（最長 6 ヶ月）指名の対象とならないことがあります。
- ・ 業種ごとの工事成績評定点が 6 5 点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

項目別評定点

管理番号

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100点

様式第2（委託評定要領）

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

委託業務成績評定結果について(通知)

貴社が受注した下記の委託業務について、愛知県委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等についての問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 委 託 業 務 名

- ## 2 路線等の名称

- ### 3 納入場所

- #### 4 業務委託料

- | | | | | | | | |
|---|---------|--|---|--|---|---|---|
| 5 | 履　行　期　間 | | 自 | | 年 | 月 | 日 |
| | | | 至 | | 年 | 月 | 日 |

- 6 檢 査 年 月 日 年 月 日

- 7 評 定 点 ○○点

- ## 8 本業務の業種

- 9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

様式第 2－1（委託評定要領）

項 目 別 評 定 点
管理番号：

考查項目		細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定		
				管理技術者 主任技術者 (注 1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (注 1) (評定点/満点)	照査技術者 (注 1・2) (評定点/満点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	実施状況の評価	執行管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		品質管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		業務特性	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		創意工夫	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
結果の評価		成果物の品質	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計(注 3)			点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
事故等による減点			点	点	点	点
契約不適合及び損害賠償による減点			点	点	点	点
その他()			点	点	点	点
総合評定点(注 3)			点 /100 点	点 /100 点	点 /100 点	点 /100 点

注) 1. 各考查項目の評定点及び満点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査は、現場代理人及び主任技術者が、用地調査等業務は主任担当者が該当する。

3. 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

様式第 2－2（委託評定要領）

項 目 別 評 定 点

管理番号：

評価項目	評価の視点	業務評価・管理技術者 (注 2)	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点/ 点	点/ 点
	的確な履行	点/ 点	点/ 点
	業務目的の達成度	点/ 点	点/ 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点/ 点	点/ 点
	打合せの理解度	点/ 点	点/ 点
	指揮系統の迅速性、確実性	点/ 点	点/ 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計(注 1)		点/ 100 点	点/ 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
契約不適合及び損害賠償による減点		点	
その他()		点	
総合評定点		点/ 100 点	点/ 100 点

注) 1. 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

2. 用地補償総合技術業務は、主任担当者が該当する。

項目別評定点

管理番号：

評価項目	評価の視点	分類	業務評定点／満点
業務の実施能力	業務実施体制	基礎	1.00 点
	管理技術者の能力	基礎	2.00 点
	担当技術者の能力	基礎	2.00 点
業務の実施状況	業務履行中の説明資料【(途中成果物)】に関する評価	基礎	4.00 点
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎	2.00 点
		創意工夫	点
	与条件の理解、業務への反映【(設計提案)】	基礎	4.00 点
		創意工夫	点
業務目的の達成度	業務目的の達成度	基礎	20.00 点
	課題への対応	創意工夫	点
加減点小計（基礎項目）・・・①			35.00 点
加減点小計（創意工夫項目）・・・②			点
加減点合計（①＋②を 35 点満点換算）			35.00 点
評定点小計（標準点 65 点±加減点）			100 点
事故等による減点			点
契約不適合及び損害賠償による減点			点
その他（ ）			点
総合評定点			100 点

注) 【 】内は第 2 条第 1 項第七号に規定する業務のみ